

定期報告対象建築設備等 改正概要

建築設備等の種別		改正前	改正後		
		細則指定	政令指定	細則指定	報告時期
昇降機	エレベーター	○	○	—	従前のとおり
	エスカレーター	○	○	—	従前のとおり
	小荷物専用昇降機	—	○	—	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日 <sup>※</sup>
遊戯施設（政令第138条第2項各号に掲げる工作物）		○	○	—	従前のとおり
防火設備 (随時閉鎖式)	政令指定の定期報告対象建築物に設けるもの	—	○	—	毎年、検査済証の交付日の属する月の末日 <sup>※</sup>
	以下に掲げる用途のうち、 床面積が200㎡以上の建築物に設けるもの ・病院、診療所 ・高齢者等の就寝の用に供する用途に供するもの	—	○	—	
	細則指定の定期報告対象建築物に設けるもの	—	—	○	

※ 施行の際、現に存するもの及び施行日から平成29年5月31日までに検査済証の交付を受けたものは、初回の報告を平成30年6月1日から平成31年5月31までの間に報告をお願いしております。

は従来の細則指定より、追加となるものを示す。